

2019年7月23日

総務大臣 石田 真敏 殿

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 猿橋 均

地方公務員へのマイナンバーカード取得推進問題に係る要請書

日頃より貴職が地方自治の発展にご尽力されていることに敬意を表します。

6月4日開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議で、「マイナンバーカードとマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定され、その中で「国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する」ことが掲げられました。加えて6月21日決定の「骨太方針2019」においても、同様に推進する旨掲げられました。そして6月28日、総務省は「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」を各都道府県総務部長・各政令指定都市総務局長あてと地方職員共済組合・東京都職員共済組合・地方公務員共済組合連合会等あてに通知しました。

この通知によると、職員や被扶養者を対象にパソコン、スマートフォンを利用してオンライン申請でカードを取得するよう依頼・勧奨、共済組合に加入していない非常勤職員らに対する取得勧奨にも協力依頼、さらに8～9月ごろから順次、共済組合を通じ、それぞれの氏名・住所等が印字された交付申請書を一斉に配布し、記入の上被扶養者分と併せて所属部署に提出し、職場単位で取りまとめて、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に郵送するよう求める、などの内容になっています。加えて、6月末、10月末、12月末、来年3月末時点の申請・取得状況を調査するとしています。

私たちは従来から、マイナンバー附番により国民の個人情報を国が集中管理しようとしていることの問題点、マイナンバーカードを紛失した場合のプライバシー流出の危険性を指摘してきました。本来、カード取得に対する法的義務付けはなく、個人の選択に任されるべきものであり、政府もこのことは認めています。にもかかわらず、共済組合の所有する個人情報を本人の同意を得ることなしに流用して申請書の一括作成をさせ、また任意であるはずのカード取得の申請・取得状況を調査するなど「思想調査」にも等しいものです。加えて、未申請者には適宜勧奨するとしており、事実上の強制を行おうとしていることは人権侵害であり許すことはできません。

私たちはこのことに対し厳重に抗議し、下記の事項について要請します。

記

1. 地方公務員・独立行政法人等職員やその被扶養者に、情報漏えいの危険性やプライバシーを侵害する恐れがあるマイナンバーカード取得を強制しないこと。
2. 単位共済や自治体の持っている個人情報、各々の保護規定により目的外使用を禁じられているものであり、マイナンバーカード申請書作成のため流用しないこと。
3. マイナンバーカードの一斉取得推進を、共済組合や各自治体に押し付けないこと。
4. 事実上の強制につながる恐れがあり、多大な事務負担を強いる、所属によるマイナンバーカード申請書のとりまとめや提出状況の点検等を行わせないこと。
5. マイナンバーカード申請・取得状況調査も同様の理由から行わないこと。

以上

2019年7月18日

全国市町村職員共済組合連合会
理事長 小谷 隆亮 様

日本自治体労働組合総連合
中央執行委員長 猿橋 均

地方公務員へのマイナンバーカード取得推進問題に係る要請書

日頃より組合員の福利厚生にご尽力されていることに敬意を表します。

6月4日開催されたデジタル・ガバメント閣僚会議で、「マイナンバーカードとマイナンバーの利活用の促進に関する方針」が決定され、その中で「国家公務員及び地方公務員等（国家公務員共済組合・地方公務員共済組合）については、本年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進する」ことが掲げられました。加えて6月21日決定の「骨太方針2019」においても、同様に推進する旨掲げられました。そして6月28日、総務省は「地方公務員等のマイナンバーカードの一斉取得の推進について（依頼）」を各都道府県総務部長・各政令指定都市総務局長あてと地方職員共済組合・東京都職員共済組合・地方公務員共済組合連合会等あてに通知しました。

この通知によると、組合員や被扶養者を対象にパソコン、スマートフォンを利用してオンライン申請でカードを取得するよう依頼・勧奨、共済組合に加入していない非常勤職員らに対する取得勧奨にも協力依頼、さらに8～9月ごろから順次、共済組合を通じ、それぞれの氏名・住所等が印字された交付申請書を一斉に配布し、記入の上、被扶養者分と併せて所属部署に提出し、職場単位で取りまとめて、J-LIS（地方公共団体情報システム機構）に郵送するよう求める、などの内容になっています。加えて、総務省は6月末、10月末、12月末、来年3月末時点の申請・取得状況を調査するとしています。

私たちは従来から、マイナンバー附番により国民の個人情報を国が集中管理しようとしていることの問題点、マイナンバーカードを紛失した場合のプライバシー流出の危険性を指摘してきました。本来、カード取得に対する法的義務付けはなく、個人の選択に任されるべきものであり、政府もこのことは認めています。にもかかわらず、共済組合の所有する個人情報を本人の同意を得ることなしに流用して申請書の一括作成をさせ、また任意であるはずのカード取得の申請・取得状況を調査するなど「思想調査」にも等しいものです。加えて、未申請者には適宜勧奨するとしており、事実上の強制を行おうとしていることは人権侵害であり許すことができません。

しかし、貴職は総務省からの要請を受け入れ、共済組合の予算を使って申請書を一括作成・送付し組合員と被扶養者のマイナンバーカード一斉取得に加担しようとしています。

私たちはこのことに対し厳重に抗議し、下記の事項について要請します。

記

- ① 共済組合員、共済組合連合会の事務局職員及びその被扶養者にマイナンバーカード取得を強制せず、個人の選択に任せること。また、総務省に対して、取得を強制しないよう申し入れること。
- ② 単位共済の持っている個人情報、各々の保護規定により目的外使用を禁じられているものであり、マイナンバーカード申請書作成のため流用しないこと。
- ③ 情報漏えいの危険性やプライバシーを侵害する恐れがある、マイナンバーカード申請書の作成や一斉配布を中止すること。
- ④ 単位共済組合や所属部署にマイナンバーカード一斉取得の推進を強要しないこと。

以上